

会員規程

（目的）

第1条 この規程は、定款第3章の各規定に基づき、一般社団法人山口県建築協会(以下「本協会」という。)の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

（入会手続）

第2条 定款第6条の規定に基づき会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

（理事会への報告）

第3条 会長は新たに前条の規定に基づき入会手続をした者について、その属性及び承認の可否についての理由を理事会に報告しなければならない。

（会費及び入会金）

第4条 会員は、入会するときに入会金三十万円並びに年会費を、以後毎年、年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、別表に定めるとおりとする。

3 会計年度の途中で入会する者の会費は、入会した月から年度末までの期間について月割り計算した額を納めるものとする。

（会費の納入時期）

第5条 会費は毎年7月末までに納めるものとする。

（会費の減免）

第6条 天災その他やむを得ない事情があると認めるときは、第4条で定められた会費の額を減免することができる。

2 前項の決定は、理事会で行うものとする。

（退会）

第7条 会員はいつでも退会届を本協会に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(規程の改正)

第8条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規定は平成25年4月1日より施行する。

別表

直近2年（又は3年）の建築工事平均完成工事高			
1 県内に本店を置く会員			
級別	完成工事高（単位千円）	会費の年額	備 考
1	3,000,000以上	300,000円	
2	2,000,000以上	200,000円	
3	1,600,000以上	160,000円	
4	1,400,000以上	140,000円	
5	1,200,000以上	120,000円	
6	1,000,000以上	100,000円	
7	800,000以上	80,000円	
8	500,000以上	70,000円	
9	300,000以上	60,000円	
10	300,000未満	50,000円	
2 県外に本店を置く会員			
級別	完成工事高（単位千円）	会費の年額	備 考
	3,000,000以上	300,000円	完成工事高は県内工事のものとする。
	2,000,000以上	200,000円	
	1,000,000以上	100,000円	
	1,000,000未満	80,000円	